

PPP/PFIの推進について



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(概要)

改定のポイント

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は10～12兆円

(コンセッション事業:7兆円、収益型事業:5兆円、公的不動産利活用事業:4兆円、その他の事業:5兆円)

PPP/PFI推進のための施策

(1)コンセッション事業の推進

- コンセッション事業**の具体化のため、**3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標の設定**
 - ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
 - ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
 - ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る**収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

(2)実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定**と的確な運用
 - ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体**等において**優先的検討規程**を策定
 - ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
 - ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度の実施**を目指す

(3)地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォーム**を通じた案件形成の推進
 - ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォームを47以上**形成
 - ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
 - ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
 - ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の**資金供給機能**や**案件形成のためのコンサルティング機能**の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)

文教施設【3件】(平成28～30年度)

公営住宅※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

▶▶▶ **新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制** → **経済財政一体改革への貢献**

2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与 1

コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成28年12月20日時点

空港

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

7 / 6件

関西国際空港
大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成26年4月に実施方針を公表。平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年9月に募集要項を公表。

神戸空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年10月に募集要項を公表。

静岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケットサウンディングを実施。

福岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月からマーケットサウンディングを実施。

水道

大阪市水道

平成26年11月に実施方針案を公表（平成27年8月に改訂）。

2 / 6件

奈良市水道

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

下水道

浜松市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項を公表。

4 / 6件

大阪市下水道

平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針（案）」を公表し、コンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。平成28年7月1日に新会社を設立。

奈良市下水道

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市下水道

平成28年12月に事業の調査審議を行う審議会を設置する条例が公布。

道路

愛知県道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年8月に前田グループの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年10月に事業を開始し、運営事業を実施中。

1 / 1件

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

【日本再興戦略2016】（平成28年6月2日閣議決定）

公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

1 支援の基本的な考え方

- 上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。
⇒ 長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。
- 「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」(ファースト・ペンギン)を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

2 立法措置等

- 支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）②

3 支援対象事業

○ 「先駆的取組」として、運営権者が①事業期間中の更新投資に責任を持ち、②事業開始時に運営権対価（注1）を一括払いするコンセッションであって、③以下（イ）～（ハ）のすべての要件を満たす事業

（イ）人口減少：「将来推計人口」が大きく減少（団体区分別で全国平均以上減少）する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

（ロ）厳しい経営環境：「企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率（管渠老朽化率）」のいずれかが類似団体平均以上の事業

（ハ）自助努力：「料金回収率（経費回収率）」が類似団体平均以上（注2）の事業

（注1）運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

（注2）今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記（ロ）について企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

4 支援対象債権

○ 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資（旧資金運用部）資金（注3）が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

（注3） 地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）資金についても、同様の支援（後述7を除く）を講ずるよう、政府から要請。

5 支援対象期間

○ 3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定（議会で議決）

○ 早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）③

6 支援規模

- 個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

7 その他

- 支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。
 - コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。
- （ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）

PPP/PFI優先的検討の仕組みの導入に係る背景

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを**、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に**優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体（181団体）**等の数を**2016年度末までに100%**

(経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議）)

PPP/PFI優先的検討規程の策定状況の概要

国、地方公共団体の優先的検討規程の策定状況について

- 平成28年9月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施
- 地方公共団体の回答率: 99.5%

策定主体	合計	策定状況							H28年度までの策定見込		
		策定済	策定中	策定予定		策定小計		策定しない			
				H28年度中	H29年度以降						
国	13	0	3	10	0	13	100.0%	0	13	100.0%	
地方公共団体	都道府県	47	2	13	30	2	47	100.0%	0	45	95.7%
	政令市	20	4	6	9	1	20	100.0%	0	19	95.0%
	人口20万人以上の市区	114	4	38	50	22	114	100.0%	0	92	80.7%
	小計	181	10	57	89	25	181	100.0%	0	156	86.2%
	(参考)人口20万未満の市区町村	1,598	8	6	18	129	161	10.1%	1,436	32	2.0%
	合計	1,779	18	63	107	154	342	19.2%	1,436	188	10.6%

○国における今年度末の策定見込 : 100%

○人口20万人以上の地方公共団体における今年度末の策定見込 : 86.2%

(参考)優先的検討規程の策定状況 (国)

①国(13団体) … 対象省庁: インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している省庁

	省庁名	策定状況	策定見込
1	内閣府	策定中	平成29年3月
2	警察庁	今後策定予定	平成29年3月
3	総務省	今後策定予定	平成29年3月
4	法務省	今後策定予定	平成29年3月
5	外務省	今後策定予定	平成29年3月
6	財務省	今後策定予定	平成29年3月
7	文部科学省	今後策定予定	平成29年3月
8	厚生労働省	今後策定予定	平成29年3月
9	農林水産省	今後策定予定	平成29年3月
10	経済産業省	今後策定予定	平成29年3月
11	国土交通省	策定中	平成29年1月
12	環境省	今後策定予定	平成29年3月
13	防衛省	策定中	平成29年3月

○ガイドラインの策定について

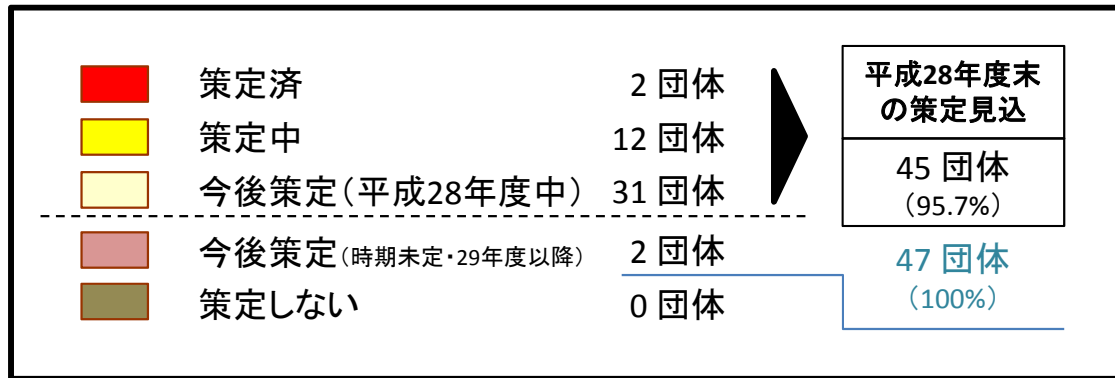
省庁名	策定部署	策定期期
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	平成29年3月
国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課	平成29年3月
警察庁	長官官房会計課	平成29年3月

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(抜粋)

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることができるものとする。

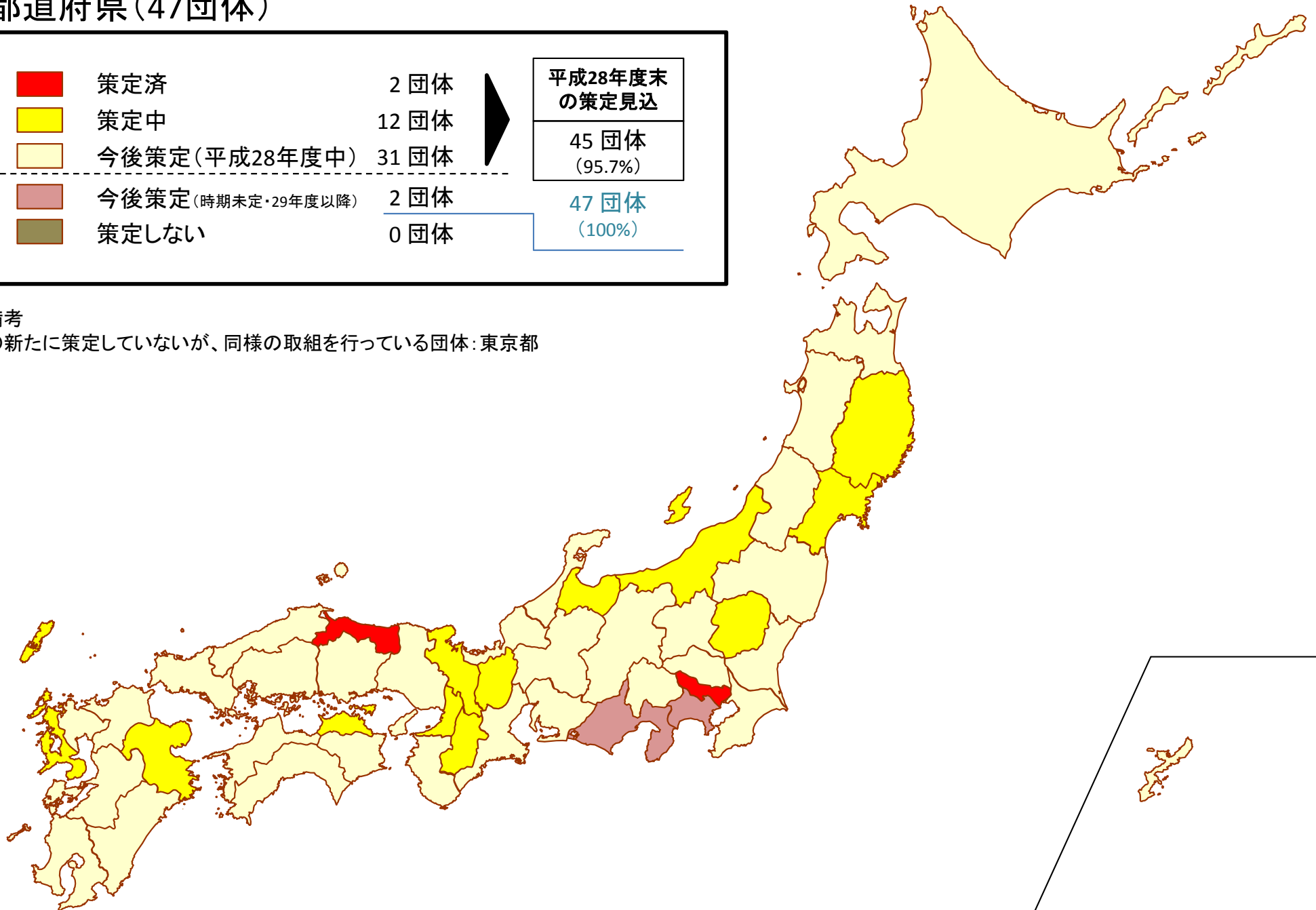
(参考)優先的検討規程の策定状況(都道府県)

②都道府県(47団体)



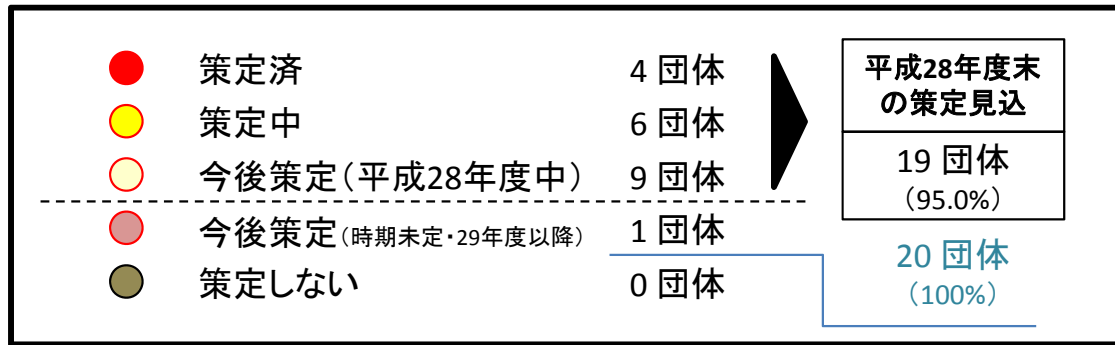
備考

○新たに策定していないが、同様の取組を行っている団体:東京都



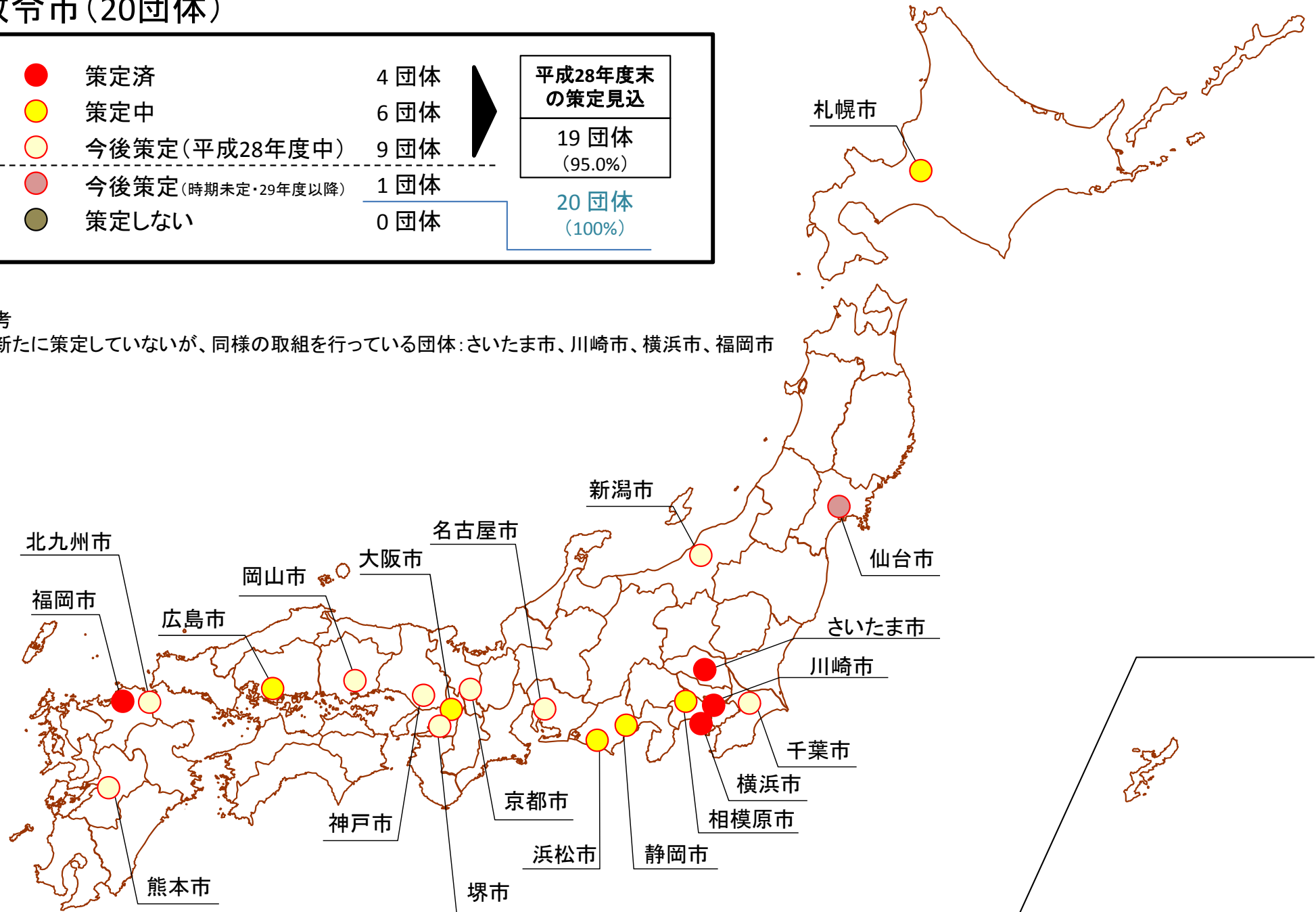
(参考)優先的検討規程の策定状況(政令市)

③政令市(20団体)



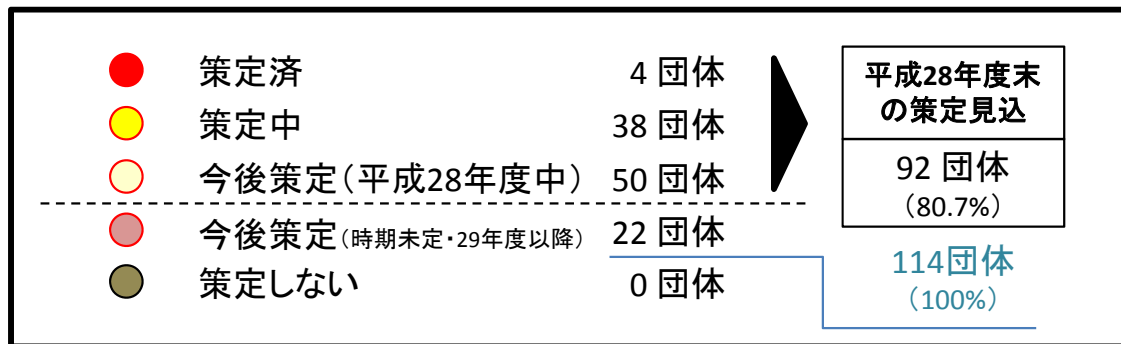
備考

○新たに策定していないが、同様の取組を行っている団体:さいたま市、川崎市、横浜市、福岡市



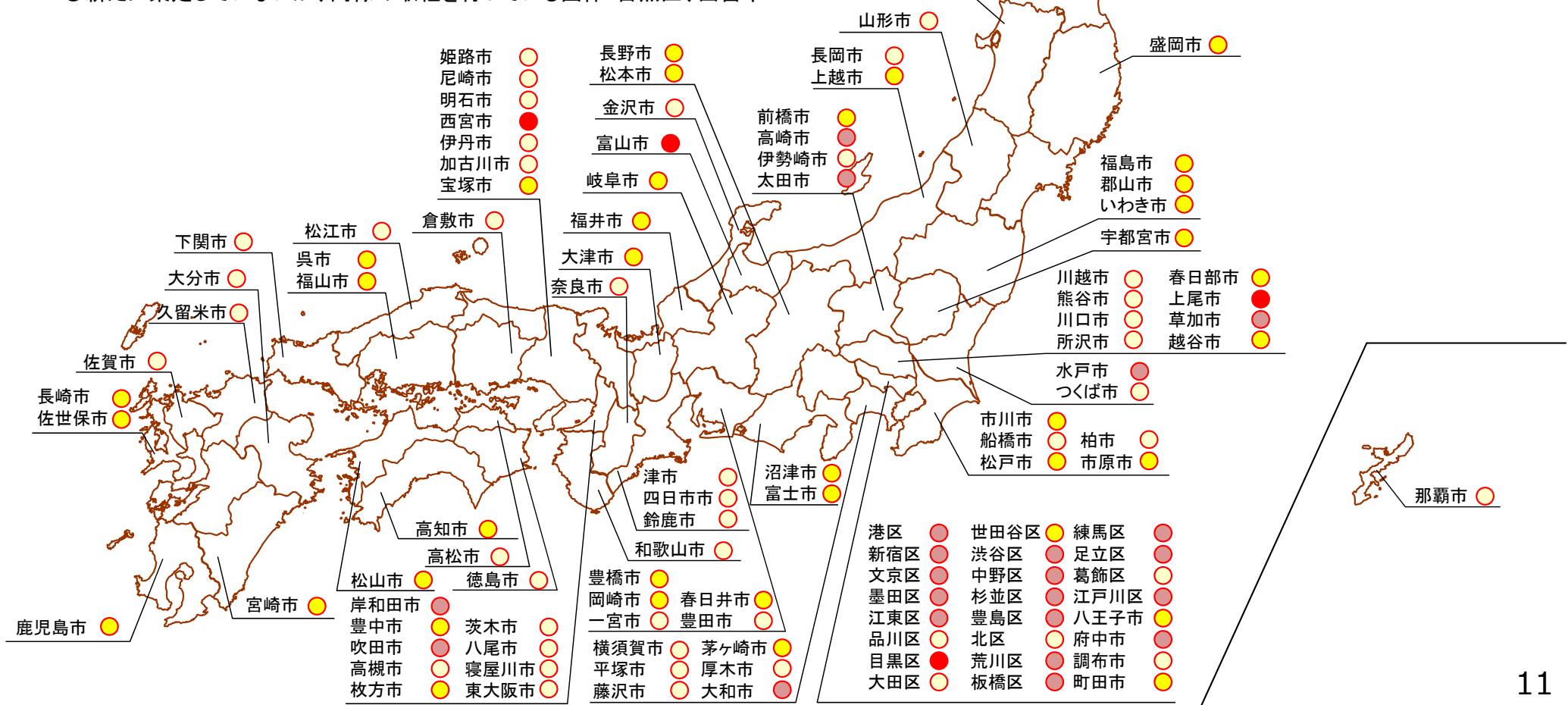
(参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人以上の市・区)

④人口20万人以上の市・区(114団体)



備考

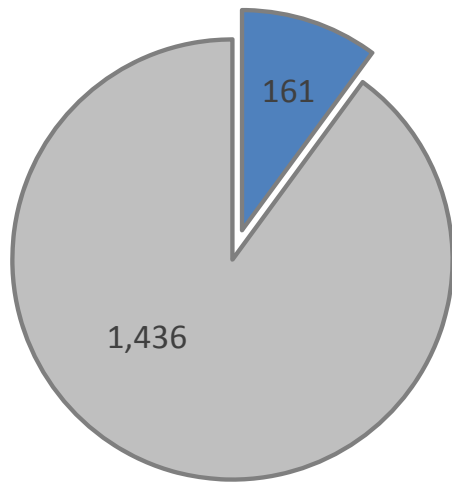
○新たに策定していないが、同様の取組を行っている団体: 目黒区、西宮市



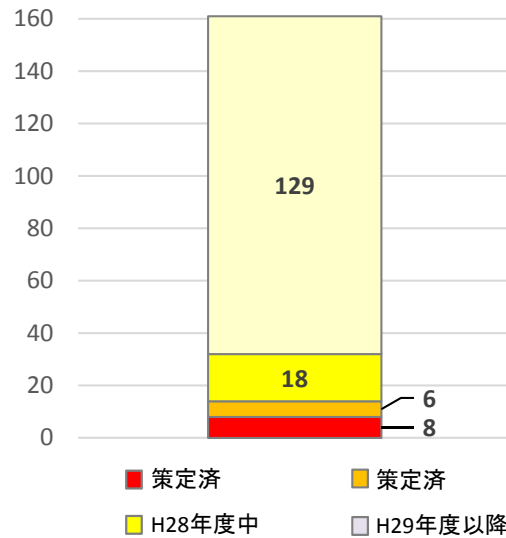
(参考)アンケートによるその他の調査結果①

人口20万人未満の市区町村の策定状況について

○優先的検討規程の策定見込み



■ 策定する □ 策定しない



○9月末時点で策定済みの団体

	団体名	(参考)人口
1	茨城県常陸太田市	5.1万人
2	茨城県神栖市	9.5万人
3	栃木県日光市	8.4万人
4	埼玉県狭山市	15.4万人
5	埼玉県八潮市	8.7万人
6	千葉県木更津市	13.5万人
7	新潟県粟島浦村	365人
8	大分県別府市	12.0万人

○人口20万人未満の市区町村においても161団体で策定予定。(うち32団体は今年度末までに策定する予定)
○9月末時点で8団体が策定済み。

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組みを推進する

平成27年度内閣府支援事業

習志野市（千葉県）

テーマ：民間を活用した公共施設再編



浜松市（静岡県）

テーマ：大合併後の公共資産経営



神戸市（兵庫県）

テーマ：民間提案の促進



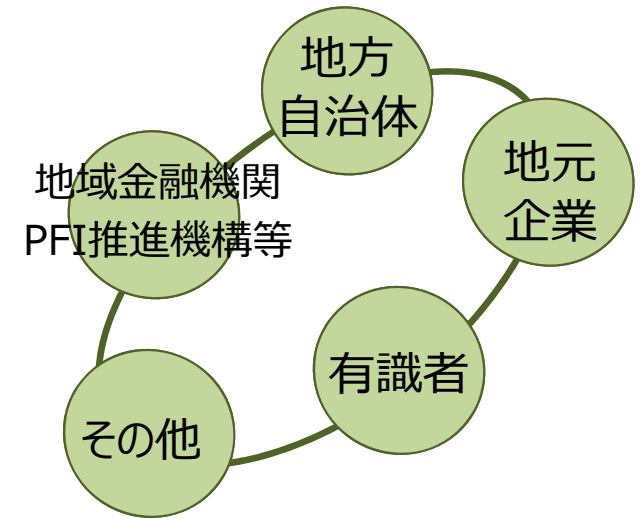
岡山市（岡山県）

テーマ：未利用公有資産の有効活用



福岡市等（福岡県）

テーマ：地域の枠を越え官民ネットワーク形成



主な取組：

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体案件の官民対話
- 民間提案の試行 等

内閣府の地域プラットフォーム形成支援

地域プラットフォームの継続的な取組みを通じてPPP/PFI事業の形成を目指す地域を対象に、地域プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援する

平成28年度支援対象

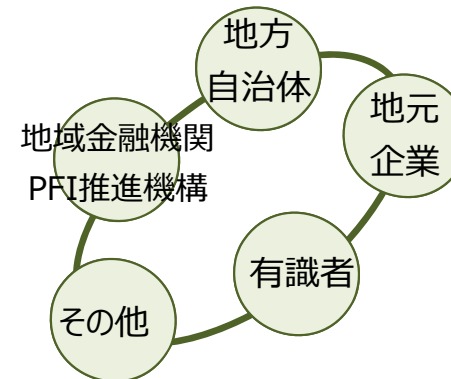
盛岡市
富山市等
福井銀行等（福井県）
滋賀大学等（滋賀県）
佐世保市（長崎県）

■ 支援対象は次の3点を満たす地域を選定

- ① 優先的検討規程を9月までに策定（目途含め）
- ② PPP/PFI手法を検討する具体的な事業案件を有する
- ③ 関係者間の調整、実施体制の検討が進んでおり、来年度以降も継続が見込める

地域プラットフォームとは

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得や案件形成能力の向上を図り、官民対話を通じて具体的な案件形成を目指す取組み



岡山市（平成27年度支援）

支援内容

地域プラットフォームの運営にあたり、実践ノウハウを有する専門家等を複数回派遣し、計画・設置段階から支援終了後の進め方の検討までをサポートする。

【地域プラットフォームの主な取組】

- 事例研究を通じたPPP/PFIのノウハウ習得
- 地域の民間事業者の競争力強化
- 異業種間のネットワーク形成
- PPP/PFIの具体案件についての官民対話
- 民間提案の試行 等



- 継続的な運営体制の構築
- 民間提案の推進方策の検討
- 事業のバンドリング、広域化方策の検討 等

平成29年度予算について

平成29年度内閣府予算（案）概要

〔単位：百万円〕（昨年度）

- ・ 地方公共団体におけるPPP／PFI事業の促進、アクションプランの推進に係る調査・分析等、PPP／PFIの推進 168 (172)
 - PPP／PFI事業の案件形成機能の強化・充実 127 (131)

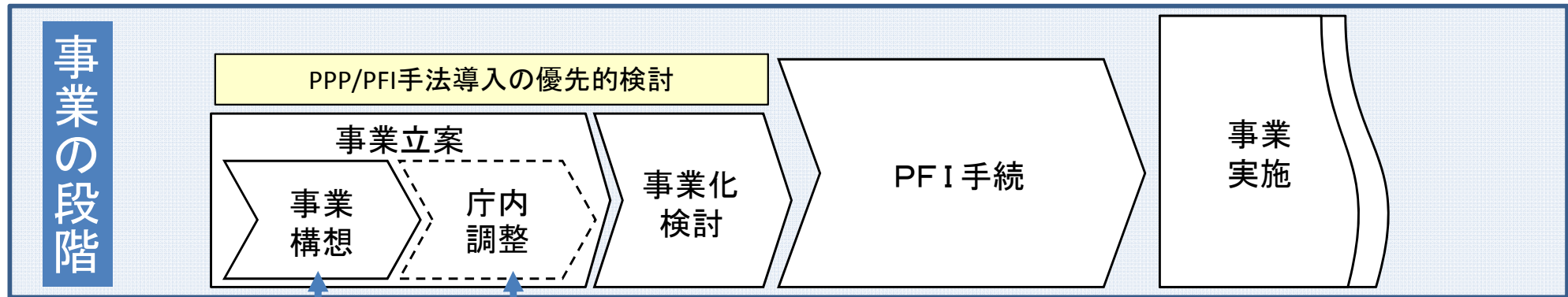
アクションプランを確実に推進するため、案件形成に資する事業モデルを新たに構築するために必要な検討を行うとともに、地域企業のノウハウ習得や地域人材育成に向けた産官学金からなる地域プラットフォームの形成を支援する。また、コンセッション事業の具体化を促進するために会計・税務等の高度な専門家チームの派遣を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

(参考)

- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用 3,000 (3,000) 【産投出資】
63,000 (113,800) 【政府保証】
(うち50,000 は政府保証借入、13,000 は政府保証債)

インフラファンドとしての機能を担う官民共同出資の機構が、利用料金等の収入で資金回収を行う独立採算型等（コンセッション方式を含む）のPFI事業に対し、金融支援（優先株、劣後債への出融資等）を行うことにより、社会資本の整備・維持管理に係る財政負担の縮減を図るとともに、国の資金・信用を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成と民間の事業機会の創出を図る。

内閣府による支援の全体像



①優先的検討運営支援
 地方公共団体が行う優先的検討について規程の策定、運営の初期段階を支援
 想定件数：5件、支援期間：3カ月程度
 募集時期：3月頃

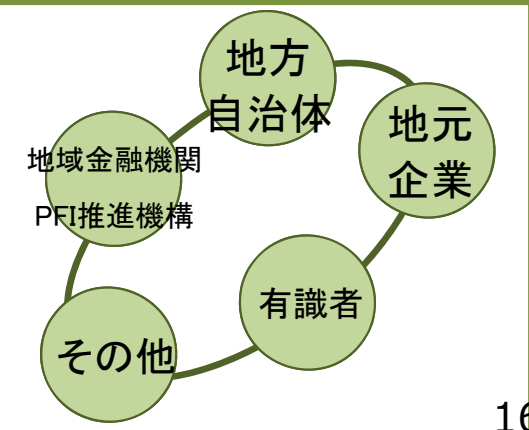
④新規案件形成支援
 PPP/PFIの専門家を派遣し、事業構想段階から具体の事業化検討に移行できるよう支援
 想定件数：10件、支援：2～3回
 募集時期：通年

②高度専門家による課題検討支援
 コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援
 想定件数：2～3件、支援期間：6か月程度
 募集時期：3月頃

③地域プラットフォーム形成支援
 地域プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援
 想定件数：5件、支援期間：6か月程度
 募集時期：3月頃

⑤PPP/PFI専門家派遣

⑥ワンストップ窓口



※コンセッションなど
 高度な知見を必要とするもの

PPP/PFI専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

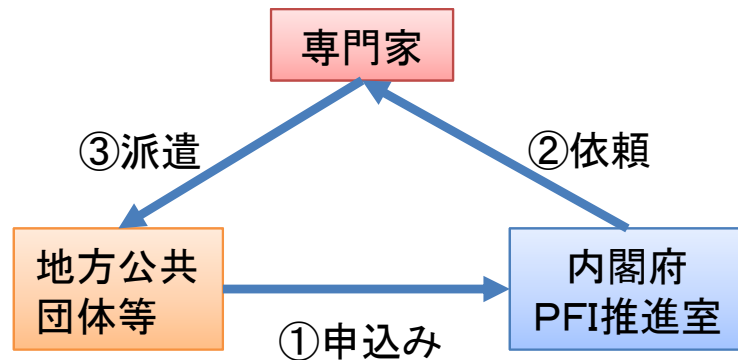
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、取り組みをサポート

【主な内容】

- PPP/PFI事業手法や事例紹介
- PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
- 実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】



ワンストップ窓口

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問合わせにワンストップで対応

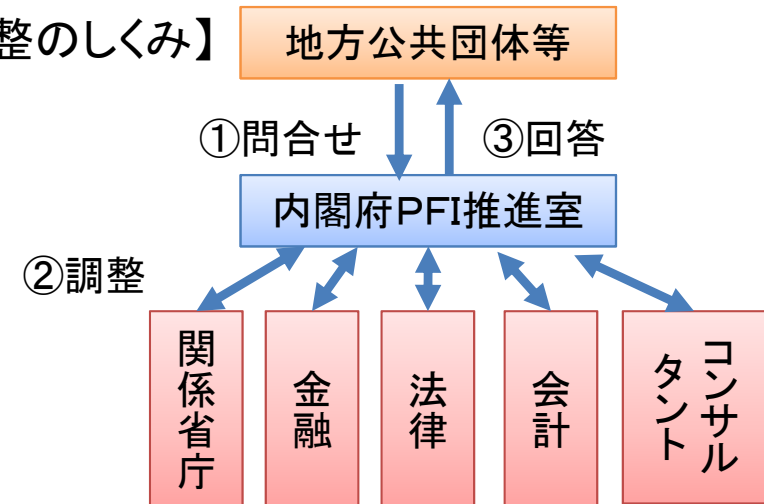
【概要】

- 行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
- H26年度実績 250件

【主な内容】

- PFI法の考え方
- PFI法と他法令の関係
- 事例紹介

【調整のしくみ】





内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>